

平30福個答申第12号

平成31年 3 月 28日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(博多区総務部総務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分
及び開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、平成30年6月20日付け博区総第91号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第127号

「国民健康保険に係る経過記録及び録音データに記載された個人情報」の一部開示決定処分及び開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「国民健康保険に係る経過記録及び録音データに記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）に関し、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分及び開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち、次の部分については、開示することが妥当である。

| |
|--|
| 開示することが妥当である部分 |
| 平成〇年〇月〇日付け経過記録の「内容」欄のうち「主来所」から始まる一文の3行目17文字目から4行目28文字目まで |

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成30年3月5日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成30年2月26日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「本人国保に加入した以来、国民健康保険料納付記録、経過措置記録、徴収記録、私に関する処分記録、相談交渉担当者のお名前及び録音内容など開示すべき情報をお願い致します。」（表現を一部補正）

- ② 平成30年3月5日、実施機関は、本件個人情報のうち、「国民健康保険料納付記録、経過措置記録、徴収記録、処分記録及び相談交渉担当者の名前」については、その一部が条例第20条第6号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を、また、「録音内容」については開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 平成30年5月24日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成31年1月28日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述等によると、おおむね次のように主張している。

- ① 国民健康保険料（以下「国保料」という。）を自身の申出により年12回約束通り支払っている私は滞納者ではないので、滞納者からの開示請求には応じないとの理由は成り立たない。
- ② プライバシーを侵害し、国保料を約束通りに払わせないために故意に納付書を発行せず、滞納処分を審査請求人に与える。さらに法律を乱用し、公文書偽造する違法行為を隠すことは犯罪である。審査請求人が本件によって受ける迫害を、今現在でも当事者らは好き勝手やっている。
- ③ 開示することにより、審査請求人の脱税という犯罪違法行為につながるか又は徴収業務が難しくなるとの理由は言語道断である。そもそも審査請求人に滞納とのレッテルを貼り付け、財産調査済みにもかかわらず、嫌がらせとしか思えない納付交渉において何の納得の理由もなく滞納額を支払えと押し付けていた。審査請求人はこのいじめには応じない。
- ④ 開示により真実を明らかにすることによって、公僕・奉仕者であるべき公務員がこんな恥ずべきことをしていると感じさせ、審査請求人だけでなく普通市民のためにも権力を私物化して乱用することを止めさせ、人権侵害を止めさせるためでもある。
- ⑤ 録音については、開示された会話の前に実施機関の職員が「録音」と発言したが、そういった内容が開示されていない。また、電話の録音もしていると思う。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年11月13日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件審査請求を踏まえ再検討した結果、条例第20条第6号に該当するとしている部分のうち国保料徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものについては、開示することとした。
- ② 本件個人情報のうち、経過記録には、納付義務者等との交渉内容、財産調査結果、発送した帳票の種類や日付、並びに対応職員の所見等を記録している。記録した情報を基に、国保料滞納者に対する今後の交渉方針・催告方法・滞納処分の実行可能性等を見定め、滞納解消に係る方針を立案することから、経過記録は国保料徴収業務を適正に遂行するに当たり、極めて重要な役割を果たすものである。

本市国保料の徴収に係る滞納整理を進める上で、経過記録に記載されている情報の全てが一旦公開されることになれば、今後の交渉及び滞納整理方針や処分の決定に関わる一連の流れが滞納者等に明白となることとなる。そのような場合、

各種調査の方法や時期などの全貌が明らかになることで、一部の滞納者が滞納処分を不当に免れるため財産の隠蔽や処分を行うことにより、国保料の徴収に係る事務に関し、市の機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、記録の一部を非開示としたものである。

- ③ 録音内容については、審査請求人が当課納付相談窓口において行った納付交渉を音声記録電子機器（以下「記録機」という。）を使用して記録した音声データを開示したものである。記録機を使用した記録は、すべての納付相談者との交渉の際に行っているものではなく、交渉内容を記録した方が望ましいと判断した場合にのみ適宜記録している。

審査請求人より開示請求が行われ、保有していた記録機5台全てにおいて、審査請求人が初めて来課した平成〇年〇月〇日から開示請求を受領するまでの間の記録内容を確認したところ、審査請求人との交渉内容が記録されていたのは平成〇年〇月〇日の記録のみであり、既に交付したとおりである。なお、録音記録は記録機以外には保存していない。また、電話の録音は存在しない。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、「国民健康保険に係る経過記録及び録音データに記載された個人情報」である。

実施機関は、再検討した結果、本件個人情報のうち、経過記録の一部がなお条例第20条第6号に該当し、非開示とすべきとしている。また、録音データについては、既に開示した平成〇年〇月〇日のもののみであると主張している。

そこで、当審議会では、実施機関がなお非開示とすべきとしている経過記録の一部については条例第20条第6号の該当性を検討し、録音データについては、開示したものの以外の録音データの存否について検討する。

(2) 条例第20条第6号該当性について

条例第20条第6号柱書は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とする旨定めている。

実施機関は、経過記録に記載されている情報の全てが一旦公開されることになれば、今後の交渉及び滞納整理方針や処分の決定に関わる一連の流れが滞納者等に明白となるため、一部の滞納者が滞納処分を不当に免れるため財産の隠蔽や処分を行うこととなり、国保料の徴収に係る事務に関し、市の機関による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることを理由に、非開示としている。

当審議会が確認したところ、経過記録の非開示部分のうち、国保料徴収方針や担当職員の心証等が記載されている部分については、開示することにより、国保料の徴収に係る滞納整理を進めるうえで支障を及ぼすおそれを否定できないことから、同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、次の部分については、開示することにより、国保料の徴収に係る滞納整理を進めるうえで支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、開示することが妥当である。

| 開示することが妥当である部分 |
|--|
| 平成〇年〇月〇日付け経過記録の「内容」欄のうち「主来所」から始まる一文の3行目17文字目から4行目28文字目まで |

(3) 録音データの存否について

実施機関は、記録機の使用は、交渉内容を録音した方が望ましいと判断した場合のみ適宜行っており、審査請求人に係る録音データについては既に開示した平成〇年〇月〇日のもののみであると主張している。また、実施機関に確認したところ、審査請求人が初めて来課した平成〇年〇月〇日以降録音データの削除は行っていないとのことであった。

実施機関の上記主張に特に不自然な点は認められないが、念のため当審議会事務局職員が、実施機関が保有している記録機5台の録音データ全てを確認したところ、審査請求人に係る録音データとして平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日のものが確認できた。実施機関は、平成〇年〇月〇日付けで録音データに係る保有個人情報開示決定を行っており、開示決定後である〇月〇日の録音データは本件審査請求の対象とはならないことから、実施機関が既に開示したもの以外の録音データを保有しているとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

| 年 月 日 | 審 議 の 経 過 |
|--------------------------|----------------|
| 平成30年 6 月20日 | 審査庁から諮問 |
| 平成30年 7 月20日 | 実施機関から弁明意見書を受理 |
| 平成30年10月24日（第197回審査請求部会） | 審議 |
| 平成30年11月13日（第198回審査請求部会） | 実施機関から意見聴取及び審議 |

| | |
|----------------------------|-----------------|
| 平成30年11月20日 | 審査請求人から反論意見書を受理 |
| 平成31年 1 月28日 (第200回審査請求部会) | 審査請求人から意見聴取及び審議 |
| 平成31年 2 月13日 (第201回審査請求部会) | 審議 |
| 平成31年 3 月25日 (第202回審査請求部会) | 審議 |